

介護サービス提供時に発生した事故等についての報告手順

2019年3月改訂（あさぎり町版）

1 目的

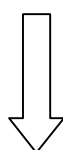
介護サービス提供時に発生した事故等について、介護サービス事業者が運営基準に基づき行う連絡の手順を明らかにし、事故に対する適切な対応の確保や再発防止策の検討など、介護サービスの安全と質の向上を図ることを目的とする。

2 連絡方法

サービス提供時等^{※1}に事故等^{※2}発生

※1 送迎中等を含む。

※2 「3 報告の対象とする事故の範囲」を参照



- ・ 救護等の対応
- ・ 利用者の家族等へ連絡
- ・ 利用者に係る居宅介護支援事業所へ連絡

事業者から保険者^{※3}へ報告
(感染症又は食中毒の場合は保健所にも報告)

※3 利用者の保険者たる市町村が原則
保険者があさぎり町外の場合には、利用者が所在する市町村へ報告

3 報告の対象とする事故の範囲

- ・ サービス提供による利用者の事故等、事業者側の過失や責任の有無に関らず、利用者が死亡又は医療機関での治療を要する程度の状態に至ったものを原則とし、判断に迷った場合は保険者の指示を仰ぐこととする。
- ・ 食中毒、感染症の集団発生（一度に2名以上は保険者、10名を超える場合は保健所にも報告。利用者由来の誤薬、誤飲、誤嚥なども漏れなく報告のこと。）
- ・ 火災・震災・風水害等により、施設設備の相当程度の破損を伴うなど、介護サービスの提供に重大な影響のあるもの。
- ・ 従業員の不祥事等により、利用者の処遇に影響があるもの。
(例：利用者・家族等の個人情報漏洩、送迎中の事故、誤薬、溺水、窒息等)

4 報告の手順

- ① 第一報は、電話等により速やかに行うよう努めること。※3日以内（特に重大又は異例な事故の場合など適宜判断のこと。）
 - ② 第一報後の経過については、適宜連絡を行うこと。
 - ③ 事故発生後の当面の対応が済み次第、文書により事故の報告を行うこと。
- ※ 感染症又は食中毒の場合には保健所にも連絡及び報告すること。

→ 平成17年2月22日付け老発第0222001号厚生労働省老健局長他4局長合同通知「社会福祉施設等における感染症等発生時に係る報告について」を参照。

5 事故報告書の様式及び記載内容

あさぎり町に報告する場合は、広域型事業所の場合は熊本県の様式を使用し、地域密着型及び第1号事業の場合は『2019年版（あさぎり町）「事故報告書（地域密着型・第1号事業 兼用）」3月改定版』を使用することとし、該当する型に○をすること。内容については、時系列に添って具体的に事故等の状況を明記し、事故の原因に関係すると推測される事項（本人のADL等）についても併せて記載すること。

6 報告を受けた町（保険者）が対応すること

- ① 事故の内容及び事故に対する事業所の対応状況を把握するとともに、必要に応じて事業者への助言・指導を行います。
- ② 文書による連絡及び報告の内容が不足している場合は、追加で報告を求めることがあります。

7 事故報告の活用等について

町（保険者）に提出された事故報告については、とりまとめのうえ、集団指導等を通じて周知を行い、事業者のリスクマネジメントの強化に活用します。

「あさぎり町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例」の条文抜粋

- 1 指定〇〇事業者は、利用者に対する指定〇〇の提供により事故が発生した場合は、町、当該利用者の家族、当該利用者に係る指定居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。
- 2 指定〇〇事業者は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しなければならない。
- 3 指定〇〇事業者は、利用者に対する指定〇〇の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。

～平成17年2月22日付け老発第0222001号厚生労働省老健局長他4局長合同通知抜粋～

社会福祉施設等の施設長は～市町村等の社会福祉施設等主管部局に、感染症又は食中毒が疑われる者等の人数、病状、対応状況等を報告するとともに、併せて保健所に報告し、指示を求めるなどの措置を講ずること。



※ 事故報告書の様式については、2019年3月から、広域型事業所にあつては熊本県指定の様式を使用してください。「地域密着型及び第1号事業」は“本町が定めたものを使用”してください。

